

亀山市告示第22号

亀山市内部公益通報の処理に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市内部公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山市職員コンプライアンス条例（令和元年亀山市条例第1号。以下「条例」という。）及び亀山市職員コンプライアンス条例施行規則（令和元年亀山市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく職員等からの公益通報及び相談（以下「通報等」という。）に対する手続に関する事項を定めることにより、通報等を行った職員等（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、本市のコンプライアンスを推進することを目的とする。

(総括通報等責任者等)

第2条 職員等から亀山市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）になされる通報等への対応業務（以下「通報等対応業務」という。）を総括するため、総括通報等責任者を置き、その補佐として通報等責任者を置く。

- 2 総括通報等責任者は推進会議会長を、通報等責任者は推進会議副会長をもって充てる。
- 3 総括通報等責任者は、通報等対応業務に関する規程の整備、研修の実施、公益通報に係る調査の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する業務を総括するものとする。
- 4 総括通報等責任者は、前項に規定する業務を総務財政部総務課（以下「総務課」という。）に行わせることができる。
- 5 通報等責任者は、総括通報等責任者に事故があるとき、又は総括通報等責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

(通報窓口)

第3条 条例第2条第6号に掲げる行為（以下「法令違反行為等」という。）に関して

なされる職員等からの通報等を取り扱うため、総務課に亀山市コンプライアンス推進会議公益通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は、次に掲げる業務を取り扱うものとする。

- (1) 法令違反行為等に関してなされる職員等からの通報等の受付に関すること。
- (2) 本市の通報等対応業務についての意見又は苦情の受付に関すること。
- (3) 通報者との連絡調整に関すること。
- (4) 各課等との連絡調整に関すること。

(通報体制の整備)

第4条 総括通報等責任者は、推進会議委員又は総務課の職員のうちから指名する者を法第11条第1項に規定する通報等対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。

2 総括通報等責任者は、前項の規定により従事者を定めるときは、通報等対応業務従事者指定書（別記様式）により当該従事者に通知するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第5条 総括通報等責任者、通報等責任者及び従事者（以下「総括通報等責任者等」という。）は、通報等対応業務に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等対応業務の各段階（通報等の受付、公益通報に係る調査、是正措置及び通報者への結果通知をいう。次条において同じ。）及び通報等対応業務の終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、通報者しか知り得ない情報等を含む。次号において同じ。）については、被通報者及びその関係者に開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で真に必要な情報を次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）。
- (3) 通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の同意を得ること。
- (4) 前号に規定する同意を得る際は、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に明確に説明すること。
- (5) 通報者本人からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者に情報管理の重要性について十分に理解させること。

(6) 業務上知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

(利益相反関係の排除)

第6条 総括通報等責任者等は、自ら当事者となっている案件に関する通報等その他の利益相反関係を有する案件についての通報等対応業務に関与してはならない。

2 総括通報等責任者等は、通報等対応業務の各段階において、相互間で当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当することが判明した総括通報等責任者等は、当該事実が判明した時点から通報等対応業務に関与してはならない。

(1) 通報対象事実の発覚及び調査の結果により、利益を害するおそれのある者

(2) 通報者

(3) 被通報者

(4) 前3号に掲げる者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族である者

(5) 公益通報に係る調査、是正措置等の検討又は実施を阻害するおそれがある者

(6) その他利益相反関係にあると認められる者

(受付の範囲及び取扱い)

第7条 通報窓口は、職員等のほか、市民からの法令違反行為等についての通報等を受け付けるものとする。

2 通報窓口は、通報等があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付を拒んではならない。

3 通報窓口は、通報等について本市が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者にその処分又は勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(通報者への説明)

第8条 通報窓口は、公益通報を受け付けたときにあつては公益通報者に対し公益通報を受け付けた旨の通知及び次に掲げる事項の説明を行うものとし、相談を受け付けたときにあつては通報者に対し次に掲げる事項の説明を行うものとする。

(1) 公益通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護されること。

(3) 受付後の手続の流れに関すること。

2 通報等を受け付ける際は、勤務時間外に個室又は庁舎外で面談する等の措置を適切に講じ、通報等の秘密を守らなければならない。

(受理手続)

第9条 従事者は、規則第12条第3項の規定により推進会議が公益通報の受理を通知した公益通報者に対し、当該公益通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第10条 従事者は、推進会議が公益通報を受理したときは、当該公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、公益通報者が被公益通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

2 総括通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理しなければならない。

3 従事者は、適正な業務執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、公益通報者に調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

4 通報事案の調査に当たっては、従事者は公益通報者から面談、電話、書面又は電子メールを通じて聴取を行い、通報事案の内容に誤りがないか確認するよう努めるものとする。

5 従事者は、調査の端緒が公益通報であることを他の職員に認識させないよう、通報事案の性質に応じて適切な措置をとるものとする。

(協力義務等)

第11条 従事者は、通報事案の調査に当たり、関係部課等の長の協力が必要となるときは、関係部課等の長と連携して調査を行う等相互に緊密に連絡し協力しなければならない。

2 従事者から調査の協力を求められた職員は、調査に誠実に協力をしなければならず、調査を妨害する行為をしてはならない。

3 職員等は、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、

正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(調査結果に基づく措置)

第12条 従事者は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、速やかに総括通報等責任者に調査結果を報告しなければならない。

2 任命権者は、条例第11条第1項に規定する措置を講じたときは、その内容を速やかに総括通報等責任者に報告しなければならない。

3 従事者は、任命権者が条例第11条第1項に規定する措置を講じたときは、その内容を、本市における適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に遅滞なく通知するものとする。

4 従事者は、是正措置又は再発防止策をとった後、法令違反行為等が再発していないか、是正措置又は再発防止策が十分に機能しているか確認するものとする。

5 従事者は、公益通報に関して調査又は是正措置を行う必要性がないとして調査を終了する場合には、総括通報等責任者に報告し、公益通報を受け付けたこと又は調査を実施したことについて被公益通報者の任命権者に知らせないものとする。ただし、調査を実施した過程で、既に任命権者へ聴取を行っている場合を除く。

(通報者の保護)

第13条 従事者は、被通報者が通報者の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者に対して不利益な取扱いを行うことがないように、被通報者に注意喚起をする等の措置をとるものとする。

2 従事者は、通報等対応業務の終了後、通報者に通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。

3 従事者は、通報者が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、これを是正し得る者に通知し是正を求め、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第49条の2に規定する公平委員会に対する不利益処分についての審査請求又は苦情相談制度を利用することができる旨を伝えるなど、通報者の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第14条 従事者は、通報等対応業務に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の申出の内容が通報等対応業務に関する秘密及び個人情報の漏えい、公益通報に係る調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他通報窓口の不適切な対応に関するものであるときは、同項の申出を受けた従事者は、速やかに苦情に係る通報窓口における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を通報者に通知するものとする。

(制度の周知等)

第15条 総括通報等責任者は、本市における通報等への適切な対応を推進するため、職員に対する説明の実施その他適切な方法により、法及びこの告示に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者の保護の仕組み等について、十分に周知するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項に規定する業務を総務課に行わせることができる。

3 通報窓口は、通報等の方法及び取扱い並びに通報者の保護の仕組みについて職員等から問合せがあったときは、教示するものとする。

(他の法令等との関係)

第16条 通報等対応業務については、他の法令に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この告示の定めるところによる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

（所属）

（職・氏名） 様

総括通報等責任者

印

通報等対応業務従事者指定書

公益通報者保護法第11条第1項及び亀山市内部公益通報の処理に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、通報等対応業務従事者として指定する。

指定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。